

茨城県マンション管理計画の認定に関する事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第3章の規定に基づくマンション管理計画の認定等の事務を適切かつ円滑に処理するために、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション 法第2条第1号に規定するものをいう。
- (2) 管理者等 法第2条第4号に規定する者をいう。
- (3) マンション管理適正化指針 法第3条第2項第3号に規定する指針をいう。
- (4) 管理計画 法第5条の3に規定するマンションの管理に関する計画をいう。
- (5) 認定申請等 法第5条の3第1項の規定に基づく認定の申請および法第5条の6第2項の規定に基づく認定の更新ならびに法第5条の7第1項の規定に基づく管理計画の変更を総称していう。
- (6) 認定管理者等 法第5条の5に規定する者をいう。
- (7) 認定管理計画 法第5条の8に規定する管理計画をいう。
- (8) 管理計画認定マンション 法第5条の8に規定するマンションをいう。
- (9) センター 公益財団法人マンション管理センターをいう。
- (10) 事前確認 法第5条の4各号（第4号にあっては、マンション管理適正化指針に掲げる事項に限る。）に掲げる基準に適合している旨を証するため、センターが行う管理計画認定サービスをいう。

(認定の対象)

第3条 この要綱において認定の対象とするマンションは、法第3条の2第1項および法第5条の3第1項の規定に基づき、茨城県内における町村の区域内に立地するマンションとする。

(認定申請等)

第4条 認定申請等をしようとする者は、別表1に規定する申請書の正本および副本各1通に、規則第1条の2第1項に規定する書類（第5条に規定するセンターの事前確認を終了したものと同一のもの。法第5条の7第1項に基づく管理計画の変更の場合にあっては、書類のうち変更に係るもの。）を添えたものを茨城県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

(事前確認)

第5条 認定申請等をしようとする者は、当該申請を行う前に、事前確認を受けなければならない。

(添付書類)

第6条 規則第1条の2第1項の計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、別表2に定めるものとする。ただし、規則第1条の2第1項に定める書類により、別表2に定める事項が確認できる場合はこの限りでない。

(申請の取り下げ)

第7条 認定申請等をした者は、知事の認定または認定の更新ならびに変更認定を受ける前にその申請を取り下げようとする場合は、マンション管理計画の認定申請取り下げ届(様式1)の正本および副本各1通を知事に提出するものとする。

(管理の取りやめ)

第8条 認定管理者等は、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめようとする場合は、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書(様式2)の正本および副本各1通を知事に提出するものとする。

(認定しない旨の通知)

第9条 知事は、認定申請または変更認定申請に係る管理計画が、認定基準に適合しない場合は、同管理計画を認定しない旨の通知書(様式3)により申請者に通知するものとする。

(軽微な変更)

第10条 認定管理者等は、規則第1条の9に規定する軽微な変更をしようとするときは、認定管理計画に係る軽微な変更届(様式4)の正本および副本各1通に、それぞれ添付書類のうち変更に係るものを添えて知事に提出するものとする。

(報告の徴収)

第11条 法第5条の8の規定により管理計画認定マンションの管理の状況について認定管理者等に報告を求める場合は、様式5により行う。

2 認定管理者等が、前項の規定に基づき報告する場合は、管理計画認定マンションの管理の状況に関する報告書(様式6)により行う。

(改善命令)

第12条 法第5条の9の規定による改善命令は、認定管理計画に基づく管理に関する改善命令書(様式7)により行う。

(認定の取消し)

第13条 法第5条の10第2項の規定による認定の取消しの通知は、認定管理計画の認定取消通知書(様式8)により行う。

(認定管理計画の公表)

第14条 認定申請をしようとする者が当該申請を行う際に、認定を受けた際の公表に同意した場合は、知事はセンターと連携して、当該認定管理計画にかかるマンションの名称、マンションの所在地および本県が付与する認定コード等を公表することができる。

(その他)

第15条 この要綱の施行について必要な事項は、茨城県知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

法第5条の3第1項の規定に基づく認定の申請	規則第1条の2第1項に規定する別記様式第一号
法第5条の6第2項の規定に基づく認定の更新	規則第1条の7に規定する別記様式第一号の三
法第5条の7第1項の規定に基づく管理計画の変更	規則第1条の10に規定する別記様式第一号の五

別表2 (第6条関係)

計画作成都道府県知事等が必要と認める書類	次に掲げるすべての書類 ・ 第5条に定める事前確認を受けていることを証する書類 ・ 建築基準法第6条または第6条の2第1項の規定により交付された確認済証の写しまたはこれに代わる書類 ・ 建築基準法第7条第5項または第7条の2第5項の規定により交付された検査済証の写しまたはこれに代わる書類
----------------------	---

様式1（第7条関係）

マンション管理計画の認定申請取り下げ届

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 住所

氏名

次の申請を取り下げたいので、茨城県マンション管理計画の認定に関する事務処理要綱第7条の規定に基づき届け出ます。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 申請に係るマンションの位置
3. 理由

（注意）

- 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式2（第8条関係）

認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書

年 月 日

茨城県知事 殿

認定管理者等 住所
氏名

次の認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめたいので、茨城県マンション管理計画の認定に関する事務処理要綱第8条の規定に基づき申し出ます。

記

1. 認定番号 第 号
2. 認定年月日 年 月 日
(変更認定を受けた場合は、直近の認定番号・認定年月日をご記入下さい。)
3. 認定に係るマンションの位置
4. 理由

(注意)

- 1 認定管理者等が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 認定通知書ならびに、認定申請を行った際の申請書の副本およびその添付書類を添付してください。ただし、変更認定を受けた場合は、変更認定通知書ならびに変更認定申請を行った際の申請書の副本およびその添付書類も添付してください。

様式3（第9条関係）

年 月 日

殿

茨城県知事

マンション管理計画を認定しない旨の通知書

次の申請にかかるマンション管理計画は、次の理由によりマンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4に規定する基準に適合しないため、茨城県マンション管理計画の認定に関する事務処理要綱第9条の規定に基づき認定しないことを通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 申請に係るマンションの位置
3. 理由

（教 示）

- 1 この通知について不服がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨城県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この通知の取消しの訴えは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茨城県を被告として提起しなければなりません。この場合において、茨城県を代表する者は茨城県知事となります。
- 3 1の審査請求をした場合のこの通知の取消しの訴えは、2にかかわらず、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

様式4（第10条関係）

認定管理計画に係る軽微な変更届

年 月 日

茨城県知事 殿

認定管理者等 住所
氏名

次の認定管理計画に係るマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第1条の9に規定する軽微な変更について、茨城県マンション管理計画の認定に関する事務処理要綱第10条の規定に基づき届け出ます。

記

1. 認定番号 第 号
2. 認定年月日 年 月 日
(変更認定を受けた場合は、直近の認定番号・認定年月日をご記入下さい。)
3. 認定に係るマンションの位置
4. 変更の内容
(変更しない項目については、「変更内容」欄に「-」をご記入ください。)

項目	変更内容	
長期修繕計画	修繕の内容 ※1	
	修繕の実施時期※1	
	修繕資金計画※2	
管理者等※3		
監事		
規約※4		

(注意)

- 1 認定管理者等が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 上表中※1については、計画期間または修繕資金計画の変更を伴わないものに限ります。

- 3 上表中※2については、マンションの修繕の実施に支障を及ぼすおそれのないものに限ります。
- 4 上表中※3については、2以上の管理者等を置く管理組合であって、その一部の管理者等の変更（法第5条の4の認定（法第5条の7第1項の変更の認定を含む。）または法第5条の6第1項の認定の更新があった際に管理者等であった者の全てが管理者等でなくなる場合を除く。）に限ります。
- 5 上表中※4については、監事の職務および規則第1条の5第4号に掲げる事項の変更を伴わないものに限ります。
- 6 認定申請および変更認定を行った際の申請書の添付書類のうち変更に係るものを添付してください。
- 7 規則第1条の9に規定する軽微な変更該当しない認定管理計画の変更は、法第5条の7の規定に基づく変更認定申請を行ってください。

殿

茨城県知事

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8に基づく報告について（依頼）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8の規定に基づき、次のとおり管理の状況について報告を求めます。

記

1. 報告を求めるマンション

（1）認定番号 第 号

（2）認定年月日 年 月 日
（変更認定を行った場合は、直近の認定番号・認定年月日）

（3）認定に係るマンションの位置

2. 報告を求める内容

3. 報告を求める理由

4. 提出期限および報告先等

（1）提出期限：

（2）報告先：茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県土木部都市局住宅課

（注意）

1 報告内容に疑義等がある場合は、別途補足説明を求めることがあります。

様式6（第11条関係）

管理計画認定マンションの管理の状況に関する報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

認定管理者等 住所

氏名

電話番号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8の規定に基づき、管理計画認定マンションの管理の状況について報告を求められたため、次のとおり報告します。

記

1. 認定番号 第 号
2. 認定年月日 年 月 日
(変更認定を行った場合は、直近の認定番号・認定年月日)
3. 認定に係るマンションの位置
4. 報告の内容

(注意)

- 1 認定管理者等が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 報告の内容について問合せを行う場合がありますので、電話番号を記入して下さい。
- 3 報告の内容に関する必要な書類を添付してください。

年 月 日

殿

茨城県知事

認定管理計画に基づく管理に関する改善命令書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の9の規定に基づき、次のとおり改善の措置を命じます。

記

1. 改善の措置を命ずるマンション

(1) 認定番号 第号

(2) 認定年月日 年月日

(変更認定を行った場合は、直近の認定番号・認定年月日)

(3) 認定に係るマンションの位置

2. 改善の措置の内容

3. 改善の期限

(教示)

- 1 この通知について不服がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨城県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この通知の取消しの訴えは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茨城県を被告として提起しなければなりません。この場合において、茨城県を代表する者は茨城県知事となります。
- 3 1の審査請求をした場合のこの通知の取消しの訴えは、2にかかわらず、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

年 月 日

殿

茨城県知事

認定管理計画の認定取消通知書

次の認定管理計画について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の10第1項の規定により認定を取り消しましたので、同条第2項の規定に基づき次のとおり通知します。

記

1. 認定番号 第 号
2. 認定年月日 年 月 日
(変更認定を行った場合は、直近の認定番号・認定年月日)
3. 認定に係るマンションの位置
4. 理由

(教 示)

- 1 この通知について不服がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨城県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この通知の取消しの訴えは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茨城県を被告として提起しなければなりません。この場合において、茨城県を代表する者は茨城県知事となります。
- 3 1の審査請求をした場合のこの通知の取消しの訴えは、2にかかわらず、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。